

承認第2号

専決処分を報告し、承認を求めるについて
(損害賠償の額を定め、和解することについて)

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年1月30日提出

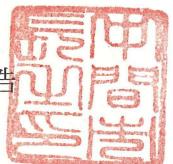
中間市長 福田 浩

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、市有墓地に隣接する私有地において発生した事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて、下記のとおり専決処分する。

令和7年12月12日

中間市長 福田 浩



記

1 相手方

飯塚市在住 男性

2 事故の概要

(1) 事故発生日時

令和7年7月11日（金）午前11時頃

(2) 事故発生場所

中間市蓮花寺三丁目5750番地1

(3) 事故の状況

市有墓地において市職員が草刈り作業を行っていた際に、同施設に隣接する相手方の所有地に同人が植えていた栗の木1本を他の雑草木とともに誤って切断したことより、相手方に損害を与えた。

3 損害賠償の額

9,900円

4 和解の趣旨

(1) 市及び相手方は、本件による相手方の損害が9,900円であることを確認する。

(2) 市は、相手方に対し、9,900円の支払義務のあることを認め、相手方に同額の栗の木1本を引き渡す。

(3) 市と相手方は、本件については、以上で全て解決し、今後、裁判上、裁判外を問わず、何ら異議の申立て及び請求を行わない。